

## 第 26 号議案

### 足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

### 足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例

足立区住宅改良助成条例（平成 21 年足立区条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を削り、同条第 3 号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 改良 ユニバーサルデザイン（足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（平成 24 年足立区条例第 43 号）第 2 条第 1 号のユニバーサルデザインをいう。）若しくは安全な住まい環境に配慮した住宅の改修又は世帯若しくは世帯を構成する者の増加に対応するために間取りを変更することをいう。

第 2 条第 5 号を削る。

第 3 条第 1 号中「自己用住宅」を「住宅」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者が、この条例による助成金と類似する給付、助成等を受けた場合は、この助成金を交付しない。

第 5 条各号列記以外の部分中「から、次の各号に掲げる改良工事に関する給付及び助成の対象となる工事相当額を除いた」を「に規則で定める率を乗じて得た額又は規則で定める限度額のいずれか低い方の」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の足立区住宅改良助成条例の規定は、施行日以後に行われた申請に係る助成について適用し、施行日前に行われた申請に係る助成については、なお従前の例による。

（提案理由）

住宅改良の助成対象を拡充するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。